

『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺 家わけ七』編集余録

「曾木文書」と島津義弘書状

寺 田 緑

一 はじめに

本年度刊行される『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺 家わけ七』(以下『家わけ七』)には、黎明館所蔵の「曾木文書」が収載されている。この「曾木文書」は既に『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録(II)文書』・『同(VI) 文書(2)』、五味克夫氏「大隅国御家人菱刈・曾木氏について—曾木文書の紹介を中心に—」(『鹿児島大学文理学部文科報告』第一三号 史学編一〇集)・同「大隅国御家人菱刈・曾木氏再説」(『中世日本の諸相』)、堂満幸子氏「曾木文書について」(『黎明館調査研究報告第五集』)・同「曾木文書について(続)」(『黎明館調査研究報告第六集』)などで紹介され、解説されている通り、二八五点に及ぶ膨大なもので、さらに歴史的にも貴重なものである。

今回『家わけ七』を刊行するにあたり、その編集過程で、新たに『旧記雜錄』に収載されている島津義弘書状のより良質な写本や、島津義弘書状写と推定しうる文書群が曾木文書に含まれていることを確認することができた。これらについて、その作業過程、推定理由などを明らかにしておきたい。

二 曾木氏と島津義弘

まず、曾木氏と島津義弘のかかわりについて、少し触れておきたい。曾木氏由緒覚書(『家わけ七』一六一号文書)によると、飯野在城中の島津義弘に仕えていた曾木氏の先祖である曾木重治が、元龜三年五月四日飯野木崎原の合戦の際、義弘の馬前で戦死したという。その功により、重治の孫重松らが義弘に重用されることになったとある。義弘の書状の中には「曾木五兵衛」という名がみえるものがあるが、これが曾木重松である。

この曾木重松という人物は、天正十八年(一五九〇)の島津久保の小田原出陣に従軍した一五騎に名を連ね、その後義弘・家久の朝鮮渡海などにも参加している。慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦いの際は敗走する義弘とともに帰国した八〇余名にもその名がみえる。また、『本藩人物誌』には

惟新公納殿役ニテ加治木江寵在候江戸御証人御屋地様為御名代忠真ノ
奥方様御親子江戸御登ノ時上床藤右衛門ト両人役人ニテ寵上候、
とある。この「忠真ノ奥方様御親子」というのは義弘の娘(千鶴・御下)
親子のことと、重松は慶長一八年に千鶴親子の供として江戸に向かうの

だが、慶長二八年一〇月一〇日の千鶴宛の島津義弘書状（『後編四』一〇五三号文書）にはすでに重松が千鶴の供の辞退を申し入れていることがみえるが、後任に適當な人物がないとして、翌一九年秋まで江戸詰となつたようである。

このような、曾木重松と島津義弘の関係が、曾木家に良質の島津義弘書状写を伝存させることとなつたと考えられる。

三、『旧記雑録』に収載されている島津義弘書状写

曾木文書には、『旧記雑録』に収載されている島津義弘書状の誤脱を補うに足る二通の文書の写本がある。二二一号文書と、三六六号文書である。

曾木文書二二一号文書

曾木文書二二一号文書は「惟新様御状写壹通但假名」という表題のついた冊子の体裁をとる島津義弘が江戸に滞在中の娘千鶴に宛てた書状の写であるが、やはり曾木五兵衛（重松）の名がみえる。また、『旧記雑録後編四』一〇七一号文書（以下、一〇七一号文書）の異本でもあるのだが、この二通には大きな違いがある。

この二通を比較してみると、文章（文章が途切れるものも含む）の順番が異なっていることが分かる。同文となる部分（表記など異なる）、（便宜的に同文とする）をA→Gの七つの部分に分けて考えてみると、曾木文書二二一号文書（史料1）がA→B→C→D→E→F→Gの順になつているとすると、一〇七一号文書（史料2）ではA→C→F→D→

B→E→Gの順となつていて、後者をみると文章中で次の部分に移行するA→C、D→B、B→Eの三カ所は文章のつながりが不自然であり、そのため「ほど」と読むべきところを「大二」と誤読していた。それに對し、前者にはそのような不自然さはみられない。つまり、曾木文書二二一号文書の方がより優れた状態であると考えられるのである。この文書はかなりの長文であるため、旧記雑録が成立した時点ですでに用紙の糊付け部がはがれ紙順が入れ変わつてしまつていたのである。

史料1

――
A なんかうあわち下ちやくに、其ちのやうす、まめなる御ふみ并てうかきにておほせこされ候とをり、くハしくうけたまハりと、け候、そ
のゝちうちつゝきくたし給候文とも、いつれもく、其心をえ申候、
一大御しよさまへの御しん物、ゑとにおいてほんたさと殿御とりなしにて御あけなされたるよし、めてたく存候、おなしく
しやうくんさまへの御しん物もあかり申、ことに御きげんよく御入候
て、少ひやうゑ事御前にめし出され、大ミやうたち御しゆつしの中に
て、御ことはをそへられ候よし、くhaiふんのいたり、かたしけなく
存候、さためていよく、御しあはせ、かはる儀候ハしと、まんそくす
くなからず候、
――

いくたひ申候ても、女の身にて在江とハあさからぬ御しんらうの儀に候、されば、いつとなきたひのけうくつ、つらく存やりたる計候、ことにちたひきまかせなる衆をあまためしおかれ、ものごとに御心つ

かひたるへく候、さりながら御とも衆も今までハコヽほどにてのかた

きをちかへす、御奉公つとめ申候よし、かんよう存候、ひつきやう

そのはうなに事もすなをにおほせつけらるゝゆへと存候、いよくよ

ろしきやうにかたく仰きさせられ、尤たるへく候、しかればたひ

／＼申候ことく、そごもとへつめ申候さふらひ・中けん・こものたく

ひハ、さためてそのうちにきまかせなる衆もこれあるへく候間、次郎

さゑもん・ひつちうをはしめ、そうゑん・五ひやうゑなどたんかうい

たし、いつれも御をきめをまもり、よく／＼あひたしなミ御奉公つか

まつり候へと、きひしく申付られかかるへく候、もし又御意をそむき、

きまかせのふるまひつかまつるものこれあらは、一身の事ハ申にをよ

はす、くにもとて不在さいしにいたるまで、そのとかのかるましく

候条、れん／＼そのとをりやく人中よりかたく申ワたさるへき事専一

候、

—ゑとのどうりうハ、さらにさいけんなき事ニ候、かかる時ハ 公儀わ
たくしともにぎんすならてハあひ調ましきと御心つかひのよし、ワれ
らもどうせんに存事に候、とかくにもとよりきんすしのほせ候ハて

ハ、諸事ふによい千万たるへき事、かくこのまへに候、いつものこと
くくならひのゆたんにてハしうしたるへく候条、^{*B} むつの守殿御きも
いりなされ候やうにとだんこう申事候間、御存のために候、

—おんそ一かさねをくり給候内、なんとしまおほせのことく一たん見事
にて御さ候、これよりこそ東ごくハ一しほさむく御入候よし、うけた
まハリをよひ候つる間、過にし冬もしつはたおさのあら とまとを
にをれるきぬなりともをくり申へき處に、かへりて旅よりの心さしあ
さからず存事候、ことに大なるぐり一はこをくりあつかり、これ又め

つらしくとりはやし申候、

—しう兵衛・次郎さゑもん・ひつちう、いつれも 公儀かたしかるへき
やうにとだんかう申さるゝよし、かんようの儀ともに候、并ぞうゑ
ん・五ひやうゑ御奉公そいなきよししかるへく存候、まことに御とも
衆のうち、前にめしつかはれへき人すくなき事候間、そうゑん・五ひ
やうゑなど心のくまなく、そに入さいに入御奉公此ときに候、御存の
ことくほととをく候へハ、これより申のほせ候儀ハ、なに事もをく
れたつ事候条、そもどがれこれ時儀よきやうにたんかうたのミ申候
とをり、おほせつたへ候て給へく候、

—そともと御宿のすまひ御らんあはせられ、おくかたへゆきかよひ候所
ハ、ふはんにてハいかゝにおほしめされ、そうゑん・五ひやうゑにと
のゐおほせつけらるゝよし尤候、しかればよるの御はんハ御わひに存
候よし申あけ候哉、しかしながらしう兵衛・次郎さゑもんへ御たんか
うなされ、しゐておほせつけられ、又よるも御はんあひつとめ候よ
し、かかるへく存候、とかく御はんハよることたいもくにて御さ候、
申さすなからはんなどの儀、御ねんを入れられかんように存候、

—そう木五ひやうゑかハリの儀、うけたまハリ候、けにもふと御ともつ
かまつり候条、尤に存候、しかしながら五ひやうゑかはりにまかりの
ほり、御奉公つかまつるへき人色／＼見はからひ候へとも、さらにさ
やうなる人見をよひ申さす候、たゞし東てうはやと事、しかるへく候
ハんと存候、そのほかにはたそ心つきもこれなく候、もしそのはうも
はやと事しかるへくおほしめされ候ハ、こさいに御返事にうけたま
ハるへく候、秋のすゑに申つけ、さしのほせ申へく候、

—當ねんハ^遙験殿十五のやくにて、心つかひのよし尤に候、それによりき

ねんの事うけたまハリ候、かいふんせい／＼申へく候間、御心やすかるべく候、しかれはそのはう事、冬ハいつも霜はれさせられ候へとも、きよねんハさやうにも御入候ハて、手もやハらかに候つるよし、これ又一たんまんそくに存事候、

はんにやしへつたう、いつものことく當ねんも御きねんせい／＼なされ候て、おや子のまもり／＼しんせられ候條、此たよりにのほせ申候、たしかに御うけとりめてたかるべく候、しかれはあはちくたりの時ふん、へつたうへ小袖一つかはされ候、まことに御心さしのいたり、さら御札をも申えかたきよしに候、かならすわれらよりしつねんなく、

其とをり申のほせ候へとたのミにて候まゝ、かくのことくに候、

一ほくさいへきねんの儀おほせつけられ候、これもしやうしゆ申候て、まもり一・ふた十まい、はいちゝ并とも衆のまもり六十三あけ申候間、此たひとうせんにのほせ候、かた／＼御心えのために候、

一ちいさきゑの子そたて申候ハ、のほせ候へとうけたまハリ候、これよりも内々そのかくこにて候つる、ゑの子ともあまたうみ申候、そのうちを見あはせ候て、ちいさきを二疋Eのほせ申候、せめてたひのなくさみにもなり候ハん哉と存、かくのことくに候、しろきゑの子ハミすていか子にて候、ふち犬ハちやうもうか子にて候、次ニそこもとへめしつれられ候かうむりいつゝさかしく候て、すこしなくさみになり候よし、これよりうけたまハリ、よろこひ申計に候、

一めうゑんしへ小袖一しんせられ候、ことの外よろこひにて候、まことに御心つけのかたしけなさ、しゆミよりもたかく、さうかいよりもふかく御さ候よし、われらまへよりよく／＼御れい申のほせ候やうにと、とろたうこゝもとへこそ給ひ、御たのミにて候まゝ、かくのことくに

候、りんかうへもきる物／＼たし給り、一たんかたしけなきと御札申

あけ候、いつれも御こゝろへのために候、

一田はた本ひやうゑまかりくたり候時ふん、もろはくたる一・かん一・さけのうを一しやく・かき一はこ、そのゝちありかわへい右衛門尉くたり候みきり、いんろう・たうらん・せとかうは二二をくり給候、わた七ひやうゑくたり候とき、こくらしま一たんいんしんにあつかり候、まことにそこほどよろつふによいたるへき事、すいりやうのまへに候處に、たひ／＼の心よせあさからぬ儀と申計に候、

一いせひやうふの少其ちへまかり着、やかて

しやうくんさまへ御め見えつかまつり、一たん仕合よく候て、頼どもこのかた御當家の久をこりはしめまで上意なされたるよし、他家のおほえと申、めんほくのいたり此事候、

一當年もくに一へ御ふしんおほせつけられ候へとも、たうこくハ御ようめんのよし、さて／＼こゝもと上下のまんそくこれにすきす候、ひつきやうそのはうおや子在江戸にてしんらうさせられ候ゆへと、いつも申事候、承やうに、しよこくなミに御ふしんおほせつけられ候ハ、御國のつかれハ申にをよはす、れん／＼上かたの御ふしん一圓になれざる事にて候間、とてもそこもとのはすにもあふましきと、内々心つかひ此事に候處に、まことにきとくなる御ミやうかにて、御ふしんもさしをかれ、其上むつの守殿たうねんの御のぼりも御延引候て、しかるべきよしおほせ出され、かれといひこれといひ、御國のやすまり一かたならず候、いつれとも御ねんころの　上い、かたしけなきと申も中／＼おろかなる御事に候、

一上らう・つほね・しん太夫・あふち・おぢやち御奉公ニそりやくな

きよし、一たんうれしく存候、いよ あひかはらす其分に候ハんかと存事候、其外御とも衆御奉公別而しんらうのよしうけたまハリ候、

猶以宮つかへおこたらすたのミ申候とをり、御こゝろへ候てあつかるへく候、又申候、あふち・おちやちいしやうかれこれぬひものに一入しんらう申候よし、これよりしんひうに存事候、あちやくもどうせんにぬひものうけとり、したて候て、しんらういたし候よし、かんよう存又ミついてながら、ねうはうたちへ申候、あるひハきまかせを心にふくミ、あるひハはうはひにふかくしくねんころをつかまつる事、又中あしき事もわれら第一きらひ申候、さやうなる人ハかならず君の御ためをわするゝものにて候條、はうはいへわけてちいんハむようたるへく候、此むねミなくへおほせきかせられしかるへく候、もしその上にも取わけねんことつかまつるものあらはくせ事のよし、かたくおほせつけらるへく候、

てうこんなから、ねうはう衆へめいく文にて申たく候へとも、おきなきひたる筆にはかきつくしかたく候條、そのはう御まへより、上らう つほね しん太夫 大二 あふち おちやち おいま おいと五 る あちやく ぬひ 烹もんのかう あこ ちよほ あやくはりま ひせん たけかわ あつまや のわき さゝなミ おとめ こてふ せきや あさち もゝさゝ 此衆へ しんらうのとをり仰つたへらるへく候、いつれもつねに御奉公ねんをいれ、世上の御とりきたもしかるべきやうに、かいふん心かけたのミ申計候、

* かうちの守護色／＼御ねんころにて、御しやていも同前御見まひなされ、その上しけく御つかひにてもむつましくおほせられ候よし、さすか御ゆかりのしるへと、一たんかしこまり存候、さやうなる御礼申のほせ、なをもつて万御心をそへらるへき事たのミ存候よし、これよりくハしく申入へく候、御心得のために候、

一たひく 御返事の長ふミともぐりかへしひけんいたし候、いつもふミのことハ御さわりなくきこえ申候條、しうちやくなくなからす候、おりくこのはうよりも長ふミにて申のほせ候、しかしながら心のほども更に申つくされす、ことはつゝきもよきやうにと存候へハ、歌書めき候て見候にたつ事に候、又あまりくたゞしきもへいくわいすき候て、おもハしからす候條、たゞそこもとの御ゆかしさになそらへて、せめてよしなきことはをかきづらね、申のほするばかりにこそ、しかれば駿殿手ならひ心かけのよし、一たんしんひうに存事候、此たひの文とも見申、すなはちそのしるへあらわれ見事候間、尤然へく存候、いよく文もおさくしく、おいさき諸人もほめ申候へハ、大もくむつの守殿くわいふんと申、御よろこびこれにすぐましく候、もとよりわれらのうれしさも御同前たるへく候條、申さすながら手ならひのみならず、物ことにかいふんかねくいさめ給ひ候やうに、よろつ御心つけかんようたるへく候、

一 されば青柳のいとなかゝりし事ながら、一はの舟のうら風に、八重のなミちのもしほ草かきあつても、ひろふてふかひこそなけれ、くたけてふ せきや あさち もゝさゝ 此衆へ しんらうのとをり仰つたへらるへく候、いつれもつねに御奉公ねんをいれ、世上の御とりきたもしかるべきやうに、かいふん心かけたのミ申計候、

つゐに一度もわれらのはらをたすられず、孝行ふかくましくて、さ

いつれとも御ふんへつしたひに候、

んふくの夏はまくらをあふきてとこをすゝしくし給ひ、そせつの冬は夜ことにかならすさえぬるふすまをあたゞめ、身にあたへられ、孝あ

りし御事とも、いますらすこしもわすられす候、されはかやうにした

しく候つる親子のあひたを、今あからさまにあつまのかたへたひ立給ひぬる、このかたのなこり、筆の海にもつりはりのいとみしかくこそ、

しかはあれとも、かゝるためしハ世のならひとおもひかへして、その

はうもたゞく花の春・もみちの秋に心をなくさめ給はん事、しかる

へく候、もとより鳥のあとたえず、文にて申うけたまはるへきまゝ、

けんさんにおなしかるへく候、されは彼中なこんみちとしとやらん

か歌に、さしのほるあさ日に君をおもひ出ん、かたふく月にわれをわ

するな といひしも、大かた心ハひとしからましとすし申ハかりに候、

なをよろつめてたくかしく、

なをくゝ、きやく人さいせんのやうに、あひかはらすきのはうおや

子にたいし、ねんころに奉公申され候よし、これ又なによりもつて

うれしく存候、いよく諸事たのミ申よし、御心得にあつかるへく

候、次ゑもんのかうふとわづらひ出し候哉、しかれともすいせんの

くすりにて大かたなをりたるよし、かんようには候、さためて日にま

しくhaiきつかまつるへきと存候、又申候、まつなミだんりよにま

かせ、やゝもすれば下女をはうくへいにあつかひ申により、その身

もしをり給ひ、下女もとりはなち、ひせんにたまはりたるよし尤存

候、とかくまつなミ事ハゆくすゑめしつかへるゝ、儀なりかたくおほ

しめし候とをり、こさいうけたまはりをき候、けにくさやうにき

まかせに候ハゝ、とてもミやつかへハつかまつりとけましく候、

史料2

御下様江戸江證人ニ御詰被成候節、御國元より被進候、

*^A 但慶長十八年六月廿四日御立、十一月十六日江戸江御着、

南郷あはぢ下ちやくに、其ちのやうすまめなる御ふみ并てうかきニて
おぼせこされ候通り、くわしくうけ給り届候、そのゝちうちつゝき下

し給候文とも、いつれもく其心得申候、

大御しよさまへの御しん物、江戸ニおもて本田さと殿御とりなしニて、

御あけなされたるよし、めてたく存候、おなしく しやうくんさまへ

の御しん物もあかり申、ことに御きげんよく御入候而、少兵衛事御前

へめしいたされ、大名達御しゆつしの中ニテ、御言葉をそへられ候よ

し、過分のいたりかたしけなく存候、さためていよく 御仕合かわる

儀候ハしと、まんそくすぐなからす候、

いく度申候へとも、女の身にて在江戸ハあさからぬ御しんちうの儀ニ

候、されはいつとなき旅のけうくつ、つらゝ存やりたる計候、こと

にちたひきまかせなる衆あまためしおかれ、ものことに御心つかいた

るへく候、さりながら御とも衆も今までハ、こゝもとのかたきをちか

へす、御奉公つとめ申候よし肝要ニ存候、ひつきやうそのほかに事

も、すなほに仰らるゝ故と存候、弥よろしきやうにかたくおぼせきか

せられ、尤たるへく候、されはたひく申ことく、そこもとへつめ

申候さふらひ・中間・小者たくひハ、さためて其内ニきまかせなる衆

もこれあるへく候間、次郎左衛門・備中をはしめ、そうゑん・五兵衛

など談合いたし、いつれも御おきめをもまり、よくあいたしなミ
御奉公仕候へと、きひしく申付られかかるへく候、もし又御意をそむ
き、きまかせのふるまひ仕るものこれあらは、一身の事ハ申ニ不及、
國ニてそんせざるさいしにいたるまで、其科のかるましく候條、連ミ
其通役人中よりかたく申渡さるべき事せんニ候、

江戸の逗留ハさらに際限なき事ニ候、然時ハ公義わたくしともに銀子
ならてハ相調ましきと御心遣のよし、我らも同前ニ存事候、とかくく
にもとよりきんすしのほせ候ハてハ、諸事不如意千萬たるべき事、か
くこのまえニ候、いつものことく、國ならひの油断候而ハ笑止たるへ
く候條、遠く候へハ彼是申上せ候儀ハ、何事もおくれ立事候條、其も
とかれこれ時儀能様ニ談合たのミ申候通り、仰傳候て給へく候、

そこともと御宿のすまい御らんあわせられ、おくかたへ行かよひ候所ハ
いかゝにおほしめされ、そうゑん・五兵衛にとのる被仰付よし尤候、
然ハ夜の御番ハ御わひにそんし候よし申上候也、しかしながら小兵
衛・二郎左衛門へ御たんかうなされしるて被仰付、又夜るも御番相
勤よし、可然存候、とかく御はんハよることぞたいもくニて御さ候、申
さすながら番などの儀、御ねんを入れられ肝要ニ存候、

曾木五兵衛かわりの儀承候、実もふと御供仕候條、尤ニ存候、乍然五
兵衛代り被寵登御奉公可仕、色見はからひ候へとも、さらにさやう
なる人見およひ申さす候、たゞ東条はやと事、しかるへく候ハんか
と存候、其外ニ誰ぞ心付も無之候、若其方も隼人事可然思召候ハ、
巨細に御返事ニうけ給るへく候、秋のすへにハ申付さしのほせ申へく
候、

*上らう・局・しん太夫・あふち・ちやち御奉公そりやくなきよし、

たんうしく存候(れ腕力)、いよくあいかわらす其ふんに候ハてハと存候、其
外御供衆御奉公別而辛勞のよし承り候、猶以官仕おこたらす頼申候と
おり、御心へ候て可預候、又申候、あふち・おちやちいしやう、かれ
是ぬい物に一入辛勞候由、是より神妙に存事候、あちやくもどうせ
んに縫物受取、仕立候而しんらういたし候よし、かんようにそんし候、
又ミついてなから女房達へ申候式、心にふくミ、あるひハ傍輩ニ ふか
しく念比を仕る事、又中あしき事も我等第一きらい申候、左様成
人ハ必君の御爲を忘る、物ニて候條、傍輩へ分而知音ハ無用たるへく
候、此旨皆ミへ被仰聞可然候、もしその上にも取わけ念比仕者曲事の
よし、かたく可被仰付候、

乍重言女房衆へ銘 文ニて申たく候へとも、翁さひたる筆にハかきつ
くしかたく候條、其御前より上らう・つほね・しん太夫・大こ・おふ
ち・おやち・おいま・おいと・五ゐ・あちやく・ぬい・右衛門督・あ
こ・ちよな・あや・はりま・ひせん・たけかわ・あつま屋・のわ
き・さ・なミ・おとめ・こてふ・せきや・あさち・も・さ・比衆へ
一ミしんらうの通り被仰傳へく候、いつれも常に御ほうこうねんを入、
世上のとりさたもしかるへきやうに、かいふん心かけ頼存候、

一當年ハ孫殿十五のやくニて、心つかいのよし尤ニ候、夫ニよりきねんの
事承候、かいふんせいく申へく候間、御心やすかるへく候、しかれ
者其方事、冬ハいつも霜はれさせられ候へ共、去年ハさやうにも御入
候へて、手もやはらかに候つるよし、是又一たんまんそくニ存事候、
一般若寺別當いつものことく當年も御きねんせいく被成候而、親子の
まもり二被進候條、此たよりにのほせ申候、慥ニ御受取可目出度候、
然者あはぢ下りの時分、別當へ小袖一被遣候、誠ニ御心さしのいたり、

さうに御礼をも申得かたきよしに候、かならず我等よりしつねんなく、其とおり申上せ候へと頼て候まゝ、如此候、

ほくさいへ祈念之儀被仰付候、是も成就申候而、守一札十枚はいち、并供衆の守六十三あけ申候間、此度同前^ニ上せ候、旁爲心得候、

ちいさきゑの子そたて申候ハ、のほせ候へと承候、従是も内々其かくこにて候つる、ゑの子ともあまたうみ申候、そのうちを見合候而、少きを二疋^{*B}むつの守殿御きも入被成候様^ニと談合申事候間、御存のため候、

おんそ一重おくり給り候内、なんと嶋如仰一領見事^ニて御さ候、これ

よりこそ東國一しほさむく御入候よし承り及候つる間、過にし冬にもしつはたおさのあらくとま遠におれる絹なりとも送り申へきところに、かへりて旅よりの心さし不淺存候、殊に大なるくり一箱送り預り、是又珍敷どりはやし申候、

少兵衛・二郎左衛門・備中いつれも 公義かたしかるべきやうにと談合申さるゝよし、肝要の儀ともに候、并そうゑん・五兵へ御奉公そいなきよし、しかるへく存候、誠に御とも衆の内、別^ニめし仕れへき人なき事候間、そうゑん・五兵へなど心のくまなく、そに入細に入御奉公此時^ニ候、御存のことく犬このほせ申候、せめて旅のなくさ^ミもなり候ハん哉とそんし、如此候、白きゑの子ハミすていか子^ニて候、ふちいぬハちやうもうか子^ニて候、次^ニそごもとへ被召列候、かうむりいつゝさかしく候て、少シなくさみになり候よし、是より承り悦申計候、

妙圓寺へ小袖一被進候、殊の外よろこびて候、誠^ニ御心つけの忝さ、しゆミよりもかたく、さう海よりもふかく御座候よし、我等前より能^ニ御礼せ候様^ニと、東堂^ニもとへ越給ひ、御頼^ニ而候まゝ、如此候、り

んかうへもきる物一くたり給り、一たん忝きと御礼申上候、いつれも御心得のため候、

田はた李兵衛罷下り候時分諸白樽^ニ雁^ニ・さけの魚^ニ尺・かき^ニはこ、其後有川平右衛門下り候砌、印籠たうらん・せと香合^ニ給候、わた七兵衛下候時、小倉島^ニ反音信^ニ預り候、誠^ニそこほこと萬不如意たるべき事、推量の前^ニ候処^ニ度^ニの心寄あさからぬ儀と申計候、

いせ兵部の少基地へ罷下り、やがて、將軍様へ御目見へ仕、一たん仕合よく候て頼とも、このかた御當家の文をこりはしめ申て 上意なされたるよし、他家のおぼへと申、面目之至此事候、

當年も國^ニへ御普請被仰付候へとも、當國ハ御宥免之由、扱^ニこゝもと上下の満足これに不遇候、必竟その方親子在江戸にて、辛勞させられ候故と、いづれも申事候、承様^ニ諸國并御普請被仰付候ハ、御國のつかれハ不及申、上かたの御普請一圓^ニなれざる事^ニて候間、逆もそこのことはすに達間敷と、内々心遣此事候處、きとくなる御冥加^ニて御普請も被差置、其上むつの守殿當年の御上りも御延引^ニて、しかるべきよし被仰出、彼と云是と云御國のやすまり一方ならず、何れ共御念比の 上意かたしけなきと申も、中^ニおろかなる御事候、

*G かうちの守殿色^ニ御ねんころ^ニて、御舎弟も同前^ニ御見廻被成、其上繁^ニ御使^ニ而もむつましく被仰候由、さすか御ゆかりのしるへとたん畏り存候、左様成御礼も申上せ、猶以萬御心を被添へき事頼存候由、従是委く可申入候、御心得のため候、

たび^ニ御返事の長ふミともくりかへし致披見候、何れもふミの断りさハりなくきこへ申候、長文にて申のほセ候、しかしながら心のほども更^ニ申つくされず、言葉續きもよきやうにと存候へとも、歌書めき

候て見三ふたつ事三て、又あまりくたくしきもへいくわいすき候て、おもハしからす候条、たゞそごもとの御ゆかしさになぞらえて、せめてよしなきことはをかきつらね、申くするはかりにこそ、しかれハ、孫

殿手ならひ心かけのよし、一段神妙に存事候、此たひの文とも見申、すなハち其しるへあらはれ見事ニ候間、尤然へく存候、弥文もおさ

く敷、おいさき諸人もほめ申候へハ、題目むつの守殿御外聞と申、御慶是ニ過間敷候、もとより我のうれしさも可爲御同前候条、乍不申手ならひのミならず、物ことにかいふんかねくいさめ給候様ニ、よろつ御心つかいかんようたるへく候、

一されは青柳の糸なかゝりし事ながら、一はの舟の浦風に八重の浪ちのもしほ草書あつめてもいろいろふてふかひこそなけれ、くだけたる御心の内ハいたすらになこりかほニてせきやうなゝめに雲をこひ、又かたふく月に向ひても老たる我らをしたひ給ふよし、罷下りたる使の衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のミとやあらぬかくやあらぬと、うしろめたき折節、さやうにせちなる事を承り傳候、弥我等もおもひふかくなりぬ、誠に年久しく側に置申つれとも終に一度も我等の腹をたてられず、孝行ふかくましくて、三伏の夏ハ枕を扇て床をすゝしくしたまひ、そせつの冬は夜ことにかならずさゝぬるふすまをあたゝめ、身にあたへられ、孝ありし事共今更少もわすれす候、され者ケ様ニ親敷候つる親子の間を、今あからさまにあつまのかたへたひ立給ひぬる、このかたのなこり筆の海ニも、つりはりのいとみしかくてこそしかはあれども、かゝるためしハ世のならひとおもひかへして、其方もたゞ花の春もミちの秋に心をなくさめ給ハん事然るへく候、もとよりその跡たえず文ニて、たかいしけく申うけ給るへきまゝ

けんにおなしかるへく候、しかれハ彼中なこんみちとしとやらんか歌に、さしのぼる朝日に君を思ひ出て、かたふく月にわれをわするなどいひしも、大かた心ハひとしからましと申ハかりに候、なをよろつめてたくかしこ、

なをくべきやく人さいせんのやうに、あいかわらす其方おや子にたいし、懇ニ奉公申され候よし、是又何よりもつてうれしく存候、いよく諸事たのミ申候よし、御心得にあつかるへく候、次ゑへもんのかうふとわづらひ出し候や、しかれどもずいせんのくすりニて、大かたなおりたるよし、かんように候、定而日にまし快氣可仕と存候、又申候、まつなミ短慮にまかせて、やゝもすれハ下女をはうくわひにあつかひ申により、たの身もしおり給ひ、下女もとりはなち、ひせんにたまハりたるよし尤に存候、とかくまつなミ事ハゆくすゑめしつかわるゝ儀、なりかたく思召候通、巨細承置候、けにくさやうにきまかせに候ハゝ、とてもみやつかへはつかまつりとゝけましく候、いつれとも御ふんへつしたひに候、

「慶長十九年歟」

曾木文書三六六号文書

『旧記録後編四』六五九号文書（史料3）に「惟新公御文書抜書」

として一部収載している島津義弘書状も、曾木文書三六六号文書（史料4）では全文が収載されている。

〈史料3〉

惟新公御文抜書

然者琉球の事、近年餘りわれまゝの振廻ニ而、大國の儀を専に用ひ日本を思ひあなたどり候て、すでにさし渡候使も受付す、面目を失ひ手をむなしく罷帰駆ニ候、然間陸奥守殿より江戸・駿河へ得御意られ候て、當春琉球へ人數さしわたされ候、もとより彼國も待もうけたる事ニ候条、ほこのはをあらそひ、なはと申ミなど日本より渡り口ニて候間、題目ニあいかこひ罷居洩聞へ候まゝ、此度渡海之軍衆ニ我等申聞せ候ハ、彼なはの湊へハかもわす、あらぬ所へ兵船をおし付候て、うしろを取破り候ハ、たとひ一旦はふせき戦といふとも、終に勝利を得候ハんと申シつる、其ことく別の湊へ舟をつけ人衆を卸、在ミ所ミ之家共を放火し責働候間、案中ながら彼國の者共、上を下にあハせてさわき、何の手たても不罷成、ひたすら降参を乞、種ミ侘申候間、是非をもたすに不及、命を助け和睦仕たるよし候、夫より彼國の事嶋々に至まで不残相順へ、剩へ琉球帝王をはじめ、三司官其外頭立候衆を、當國之軍衆同前ニ薩州山川の津へ早着船のよし申きたり候、かくのことく日本より他國に人衆御わたし候ことハ、あまねく承り不傳候、其上いこくの皇帝を吾朝へ渡し候儀ハ、ためしなき事と存候、誠にさらは万里をしのき、軍衆罷渡ル儀ニ候間、彼と云是と云、心遣あめやまに候處、思ひの外に打勝候事、わたくしならす神佛の御かこたい一、大御所様當 將軍様御威光故と存計候、殊更味方ハ多くも亡ひ申さす候、やうやく雜兵一二百人ほども戦死仕候由、かやうにいこくをしたかへ候ハんニハ、戦死ハ纔なる事と存候、いつれもゝもとのよろこひ、

〈史料4〉

みしかき筆につくしかたく候、つゐてのおりからハかうの守殿へも此よしほゝ仰セ傳へ結ひ候云々、沈着一斤おくりまいらせ候、是式なら御おとづれのしるへをあらハす計候、よろつめてたゞかしこ、

そのゝちハ、はるゝ御をとつれうけたまハらず、御ゆかしく存候、をりふし、むつかみ殿より、つかひをさしのほせられ候間、一ふてとりむかひ申候、その御かたなに事おはしまさす候哉、このほうも、御はゝうへをはじめ、いつれも一たんとさかしく御入候まゝ、御心やすかるへく候、しかれば、りうきうの事、きんねんあまりわれまゝのふるまひニて、大國の儀をもつはらにもちひ、日本をおもひあなたどり候て、すでにさしわたし候つかひもうけつけす、めんほくをうしなひ、手をむなしく罷帰駆ニ候、しかるあひた、むつかみ殿より、ゑど・するかへ御意をえられ候て、當はるりうきうへ人しゆさしわたされ候、もとより彼くにもまちまうけたることに候条、ほこのはをあらそひ、なはと申ミなど、日本よりのわたりくちよし候間、題目にあひかこひ、まかりあるよし、もれきこえ候まゝ、このたひとかいのくんしゆに、われら申きかせ候ハ、彼なはのみなとへハかもはす、あらぬ所へひやうせんををしつけ候て、うしろをとりやぶり候ハ、たとひ一旦ハふせきたゝかふといふとも、つひにハしうりをえ候ハんかと申候つる、そのことく別のミなどへ船をつけ、人しゆをおろし、在ミ所ミのいゑともをはうくわし、せめはたらき候間、あんちうながら、彼國のものとも、うへしたにあハてさハき、なにの手たてもまかりならず、ひた

すらにかうさんを「ひ、しゆく、わひこと申候間、せひをもたすにおよはす、いのちをたすけ、和ほくつかまつりたるよし候、それより彼國の事、しまくにいたるまで、のこらすあひしたかへ、あまつさへ、りうきうのていわうをはしめ、さんすくわんその外かしらたち候衆を、當ごくのくんしゆとうせんに、さつしう山河の津へ、はやちやくせんのよし、申きたり候、かくのことく、日本より他ごくに人しゆ御わたし候ことは、あまねくうけたまハりつたへす候、そのうへ、いこくのくわうていを、わかてうへわたし候儀へ、ためしなきこと、存候、まことに、さらは、はんりをしのき候て、くんしゆまかりわたる儀候間、かれといひ、こゝろつかひあめ山に候處三、おもひの外に、うちかち候事、わたくしならす、たゞ佛神の御かこ、第一ハ、大御しよ様・當□やうくんさまの御いくわうゆへと存計候、ことさらミかたはおぼくも失なひ申さす候、やうやく、さうひやう一二百人ほどもせんしつかまつりたるよし申候、かやうにいこくをしたかへ候ハんにハ、一二百のせんしハ、はつかなること、存候、いつれもこゝもとのよろこひ、みしかきふてにつくしかたく候、ついての折りからハ、かうちのかミヘも、このよしほ、おうせつたへ給ひ候へ、又由候、このほうより御とも申候しゆ、いつれもくミやつかへしんのよし、おほせきかせ候て給るへく候、こゝもと、まこさゑもん・とう七ひやうへ、一しほけなけにほうこうつかまつり候間、こゝろやすかるへく候、ことに、せんとはいと所よりのことつて、すなをにあひどき候、まことにゑんはうの心さし、よろこひにたへかね候、このよしほのめかし候であるへく候、次ニどうかうの又五郎殿、なかくこゝれいならすましく候間、いろやうしやうをつ

くされ候へとも、そのしるしもなく、ちかきほとにはてられ候、いまたなんしなともまうけたまハぬさきに、世をはやうしたまふこと、申てものこりおほきことまでに候、そもそもこのしうたん、中く申もおろかに候、御すいもし候へく候、かねてハちんかう一きんをくりまいらせ候、これしきながら御をとつれのしるへを、いさゝかあらはず計候、よろつめてたく、誰ニても

まいる申給へ

四 「島津義弘書状写集書」

この曾木文書一八九号文書と三七七号文書のあわせて四〇通からなる文書群が刊行準備の過程で、新たに島津義弘書状案と推定されたもので、原本は古い続紙であるが数箇所で糊がはがれ、数枚に分かれた状態で伝存されている。そのため前出の『黎明館収藏品目録』でも、「書状三七通」・「覚書五通」（文書の途中で解離していたため）の二つに分かれ收録されていた。つまり、黎明館に受け入れられた時期には既に本来の姿を失っていたのである。また、この文書群には宛所・使者名はあるものの、年号・差出は一つとして書かれていなかった。そのため、当初は「同一の筆跡によつて成る案文帳か何かの写であろう」と考えただけであった。これらが「島津義弘書状書」と推定される理由を明らかにしておきたい。

まず三七七号文書について着目した。この三七通は日付順になつてお

り、「旧記録」と重複しているもの九つのうち八つが「島津義弘書状」、四つが慶長一九年のものであることがわかつてた。また、ほかにも文

章や人物表現などから慶長一九年頃の島津義弘の書状と思われるものが、あるという指摘により、三七通すべてを慶長一九年代の島津義弘書状であると仮定して、人物・事象・相関関係・関連文書などを調べることから始めた。すると、川北勝左衛門・新藤右兵衛太夫・伊勢修理太夫の三名以外は義弘との関係確認でき、年代についても、三七通中三〇通について慶長一九年と推定可能であるとの結果を得た。また、慶長一九年・

慶長一八年の島津義弘書状の所在を調べてみると「案文帳写」の文字が確認できた。つまり、三七七号文書には慶長一九年の島津義弘案文帳写の可能性があるのである。しかし、そう断定するには一つ問題があつた。

三七七の34号文書である。この文書は、この時点では後半が脱落しているが、「旧記録後編四」一一七五号「牧助市書状」の前半部分（一昨日口柄まで）と重複していることがわかつていた。

そこで、通常の手続きとして、これらの可能性を平成八年度第一回旧記録校閲委員会において、編纂顧問・委員の先生方に検討していただきたところ、「牧助市書状についても島津義弘の直状であると考えられたが、この段階では保留である」としながらも、全体としては慶長一九年代の島津義弘書状と比定してよいとの回答を得た。文書題については、「案文帳」と明記されている訳ではないので、「島津義弘書状写集書」とすることに決定した。その後、一八九号文書が三七七の34号文書の後半に相当する部分を含み、三七七号文書の欠落部分を補うことが、平成八年度第二回旧記録校閲委員会で確認され三七通から四〇通へと訂正された。（この四〇通の推定理由については一覧表・資料を参照されたい。）

尚、一覧表中の○は慶長一九年の島津義弘書状と比定しうるもの、○はいずれかは比定しうるもの（示す）

後に、東京大学史料編纂所助教授山本博文氏からも、三七七の34号文書は島津義弘の直状であり、他の案文の書き方を勘案すると、この場合「牧助市」は「御使」として記されたと考るのが妥当であると「教示いただき、最終的には曾木文書三七七号の四〇通すべてを「慶長一九年代の島津義弘書状写」と比定可能との結論に至った。

五 おわりに

以上、「家わけ七」曾木文書に含まれる島津義弘書状について、編集過程の作業を踏まえながら述べてみたわけであるが、今後本書を活用される際の参考としていただけると幸いである。

『家わけ七』の刊行に際しては、収載文書のほとんどが保存状態・形状が異なる文書の一次編纂であり、編集にも時間がかかるうえ、通常以上に原本との照合作業にも多くの時間を割くこととなり、史料刊行の醍醐味とともに、それ以上に史料編纂の難しさを思い知らされた。

このような中で、本書を無事刊行することができたのは、一重に顧問・委員の先生方をはじめとする皆様のご協力、ご教示があればこそとこの場をかりて改めて深く感謝の意を表します。

曾本文書377号日付・宛所一覧

	月 日	宛 所	I	II	III	IV	V	VI	VII	備 考
1		遊甫（新納久饒）								
2	○ 6月 9日	正源院					○ ○			
3	○ 7月 6日	川北勝左衛門					○			
4	○ 7月 7日	山口駿河守（直友）		○						
5	○ 7月 8日	陸奥守（島津家久）								後 (2) 1112
6	○ 7月 9日	霧島山座主	○			○				
7	○ 7月 14日	山口駿河守（直友）		○						
8	○ 7月 19日	霧島山座主				○				
9	○ 7月 23日	霧島山座主	○		○		○			附 (2) 290
10	○ 7月 25日	町田勝兵衛（久幸）	○				○			附 (2) 284・家 (3) 344
11	○ 7月 25日	蒲池備中守 上井次郎左衛門（里兼）	○				○			
12	○ 7月 25日	江田藤備中守（上床宗円） 曾木五兵衛（重松）	○				○			附 (2) 288
13	○ 7月 25日	吉祥院	○				○			
14	○ 7月 27日	相良内蔵助（頼安）			○					
15	○ 7月 29日	山口駿河守（直友）	○			○				
16	○ 7月 29日	三原諸右衛門（重種）	○			○				
17	○ 8月 初日	相良左兵衛（長毎）		○						
18	○ 8月 9日	右馬允（島津忠興）					○ ○			
19	○ 8月 10日	伊勢兵部少輔（貞昌）								後 (4) 1150
20	○ 8月 8日	新藤右兵衛佐（長毎）					○			
21	○ 8月 20日	松平河内守（定行）					○			
22	○ 8月 21日	相良左兵衛佐（長毎）		○						
23	○ 8月 21日	秋月采女正（種貞）				○		○		
24	○ 8月 28日	有楽（織田長益）					○			附 (2) 252
25	○ 8月 28日	宗善（太田宗隆）					○ ○			
26	○ 9月 3日	道与（田辺屋道与）					○			附 (2) 285
27	○ 9月 3日	町田勝兵衛（久幸）	○ ○		○ ○ ○					
28	○ 9月 3日	山口駿河守（直友）	○			○				
29	○ 9月 3日	松井宗左衛門				○		○		27に関連
30	○ 9月 4日	伊勢兵部少輔（貞昌）								附 (2) 286
31	○ 9月 9日	寺沢志摩守（広高）	○							
32	○ 9月 11日	松浦肥前守（隆信）	○			○				
33	9月 17日	伊勢修理太夫								
34	○ 9月 25日	別府舎人佐								後 (4) 1175 牧某書状
35	○ 10月 3日	山口駿河守（直友）	○			○				
36	○ 10月 4日	相良清兵衛（頼兄）				○				
37	○ 10月 9日	羽越州（細川忠興）				○ ○				
38	○ 10月 9日	正源院				○				
39	○ 10月 13日	羽紫左衛門太夫（福島正則）	○					○		
40	○ 10月 13日	寺沢志摩守（広高）	○					○		

- I 江戸の娘孫にかかるもの
- II 長崎のキリシタン禁制にかかるもの
- III 延岡（縣城）にかかるもの
- IV 霧島神宮の社塔再興（社塔の絵）にかかるもの
- V 島津義弘がよく使用する単語や表現のみられるもの
- VI 慶長19年日記にみられるもの
- VII その他

I 江戸の娘孫にかかわるもの

・娘孫 義弘の娘御下（千鶴）伊集院忠真室。
庄内の乱以後、一子（伊集院忠真娘）を連れて加治木に戻る。
慶長18年 「江戸御証人」名代として、揃って江戸へ行く。
6月24日 御下、江戸へ出発。
11月16日 御下、江戸着。

II 人物 町田久幸

慶長16年頃 薩摩藩家老となる。
18年6月 千鶴の供として江戸へ行く。
江戸普請奉行となる。
20年3月 江戸を立つ。

上井里兼 慶長18年千鶴親子の供として、江戸へ行く。
その後、8年江戸詰。

江田宗円 上床藤右衛門国寄入道宗円
宗円代に江田に改める。
慶長18年御下江戸上洛の時、奥方惣差引人となる（曾木五兵衛と兩人役人）。

曾木重松 千鶴（御下）親子江戸上洛の時、上床藤右衛門と兩人役人を勤める。
慶長18年7月 久見崎にて江戸上洛を命ぜられる。
10月10日 この頃には、江戸上洛の供を辞退することを申し出ている。
19年8月5日 江戸より下着。
9月3日 江戸語交代

福島正則 慶長19年大阪の陣際は、江戸留守居役を勤める。
義弘とは以前から親交があったが、千鶴親子上洛の際頼りにした人の一人。

II 長崎に関するもの

山口直友 慶長19年5月21日（6月21日）、長崎切支丹禁制の命を受ける。
10月 大坂の陣出陣。

三原重種 慶長17年頃 家老となる。
19年7月15日 家久の使いとして、長崎の山口直友のもとへ行きそのまま長崎に滞在する。
11月上旬 大阪へ向け出発。

III 延岡（縣城）に関するもの

慶長18・19年の縣の動向

慶長15年8月 高橋元種が県城を居城とする。
18年10月 高橋元種が改易となる。稻葉正道・相良長毎縣城の受け取りを命じられる。
12月 稲葉正道・相良長毎縣守護を命じられる。
19年7月 山口直友の長崎（有馬）切支丹禁制に伴い、有馬直純が日向國縣に移封される。
26日 縿城受け渡し。稻葉正道・相良長毎は帰国を命じられる。

相良内蔵助 相良内蔵充頼章喜平次の父内蔵助頼安
頼安の母は島津家久の娘（義弘の養女）
相良長毎 初 頼房
長毎の娘は相良頼章の妻
相良清兵衛 頼兄 相良頼兄は義弘（家久）の娘婿である。

IV 霧島神宮の社塔再興（社塔の絵）にかかわるもの

i 霧島山社塔

慶長18年6月8日 島津義弘、社塔の再興を指示する。
(6) 7月9日 爰元之衆も江戸御屋形繪書ニ付秋之末ニ者可罷出候条、
(8) 19日 繪書衆差上せ候、
(9) 23日 塔之繪之模様壱岐清左衛門より書付候而差越申候、

ii 絵師

(27) 9月3日 其地御廣間出来申ニ付而、繪屋宗左衛門罷下之由候条、從爰元も壱岐伊予・伊東志摩
介兩人申付差上候、然者絵師利兵衛事、

(29) 仍江戸屋形之廣間出来申ニ付而、繪之儀御頼被成、遠路下向～壱岐伊予・伊東志摩介
差上せ候条、乍不申何篇可被加指南事～
※ () 内は曾木文書三七七号文書の枝番号

V 表現によるもの

陸奥守…慶長19年頃の陸奥守は島津家久である。藩主家久を陸奥守と呼び捨てる事のできる人物は限られる。
極老・愚老・隠遁など…晩年義弘が多く使用している表現である。
江戸之儀…この文は、義弘が江戸に滞在中の娘や家臣に送った書状の中によく見られる表現である。

VI 慶長19年日記にみえるもの

該当すると思われる文書そのものの記述のあるものと、関連すると思われる記述（贈答品など）のあるものをさす。

慶長19年日記の記事を掲載している史料

『日記雑録 後編四』 (一〇八六号 一一六七号)
『日記雑録拾遺 家わけ三』 (三四三号)
『日記雑録拾遺 家わけ七』 (二一六号 二一七号)

VII その他

i 慶長19年8月28日の大風について

「駿府記」 九月朔日、從江戸飛脚到來、去廿八日大風、士民家屋悉破却之由、城中無恙、塔山門其外無所不吹
損、古今無之大風之由云々、

「當代記」 廿八日、未刻關東江戸大風、大名小名屋形一字モ不全、其内ニ顛倒之屋形多之、民屋以下可察之、
～五十年已來の大風云々、

ii ほかの文書と関係しない充所、文書中の人物・事柄について

正源院 細川忠興書状の書面に名前が見える。また、細川忠興の使いが忠興の書状と共に正源院の書状を
もたらすことなどがある。

島津忠興 慶長4年 種子島に生まれる

19年 江戸城石垣の普請を務め、その後領地に向かう途中、相模国で家康・秀忠の大坂出陣
を聞き出陣。

佐土原島津氏

- 松平定行 天正15年 三河国に生まれる。
慶長7年 5月朔日、河内守
10年 島津家久の養女を娶る。
12年 掛川城を領す。
寛永3年 8月19日、隠岐守に改める。
- 秋月種長 慶長19年 6月13日、死去。日向国高鍋城主。
- 秋月種貞 慶長12年 種長の娘を娶り、養子となる。
- 秋月種春 種貞の長男。種長の養子となる。童名黒帽子 三郎
慶長19年 遺領を継ぐ。
- 松浦隆信 天正19年 平戸に生まれる。
慶長17年 9月、肥前守。
19年 「本城普請の事をたすけ勤む。」
6月18日に切支丹禁制の任を受ける。
9月長崎に至る。
- 別府舎人佐 家久の納殿役の別府舎人。
- 太田宗善 宗隆 宗善と号す。朝鮮に出陣し、その後豊後国臼杵の城主となるが、その後流浪し、京師幽居する。

《参考史料》

『寛政重修諸家譜』、『本藩人物誌』、『旧記雜錄 後編四』、
『旧記雜錄拾遺 家わけ二』、『旧記雜錄拾遺 家わけ七』、『大日本古文書』、
『島津国史』、『薩藩叢書 三』